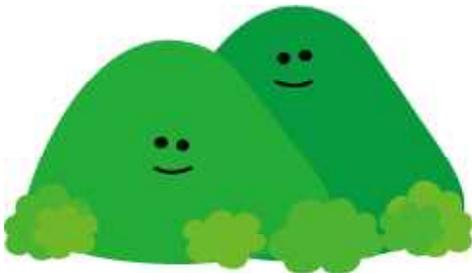


森林計画・森林経営編 Q & A

1 自分の所有する森林がわからない

(自分の所有森林以外の) 森林の所有者を調べたい



地番等が分かっている場合は、法務局の公図や市役所等の課税資料から調べられます。隣接所有者との境界がわからない場合は、立ち合いを求め境界を確定する必要があります。

2 森林の図面がほしい

法務局で公図の閲覧・コピーができます。また、県が調査した森林資源の情報が記載されている森林計画図や森林簿を閲覧・交付することができます。県の環境森林事務所、森林管理事務所、各市町に御相談ください。



3 森林の開発をしたい (森林以外の用途に使いたい)



森林の開発には、森林の持つ機能が損なわれないよう一定のルールが定められています。1 haを超える開発行為は知事の許可が必要になります。1 ha以下の森林の伐採も市町村長の許可または届出が必要です。

4 自分の所有森林の価値 (木材の量など) を調べたい

相続のため森林の価値を知りたい

県が調査した森林資源の情報が記載されている森林計画図や森林簿を閲覧・交付することができます。県の環境森林事務所、森林管理事務所、各市町に御相談ください。

森林組合に森林経営を委託している場合は、森林組合で評価をしてもらえることもあります。

5 補助を受けて森林を整備（手入れ）したい

森林整備の助成を受けるには、条件がありますので、
県の環境森林事務所、森林管理事務所にご相談ください。

林業事業体等に林業経営を委託している場合は、林業
事業体等に御相談ください



手入れの遅れた暗い森林

6 森林の維持が困難なので手放したい、森林の整備（経営）をひとに頼みたい



明るく元気になった森林

地元の林業事業体等に森林経営を長期的に委託
する方法があります。状況によっては、ほとんど
費用をかけず山林の資産価値を維持できる場合や、
収益が得られる場合があります。

どうしても手放さざるを得ない場合は、他の林
業経営者に仲介をしている森林組合等の事業体も
ありますので相談されてはいかがでしょうか。

7 森林の整備を自分でやりたい。森林整備の技術を学びたい



森林施業のなかでもチェーンソーや草刈機を使う場合
には特に危険が伴いますので講習を受けましょう。また、
業務としてチェーンソーや草刈機を使う場合には、労働
安全衛生法に基づく講習を必ず受ける必要があります。
詳しくは林業災害防止協会までおたずねください。

県は、林業技能者のスキルアップのための「林業カレ
ッジ」等を開講しています。詳しくは県の環境森林事務所、森林管理事務所または
林業労働力確保支援センターに御相談ください。

8 もっと詳しく知りたい

最寄りの環境森林事務所、森林管理事務所におたずねください。